

## 2 第8次保健医療計画の母子保健対策について

# 第8次保健医療計画の策定について

平成30年3月に策定した「第7次神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、計画期間が満了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画を策定する。

○計画の性格：医療法第30条の4第1項の規定に基づき策定する法定計画であり、都道府県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするもの

○計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間

# 計画素案の母子保健対策の位置づけ

第1部 総論

第2部 各論

(I) 地域包括ケアシステムの推進

a 在宅医療

b 高齢者対策

c 障がい者対策

d 母子保健対策

e 難病対策

f 地域リハビリテーション

国が示す医療計画の5疾病6事業では無いが現状・課題・施策の方向性を示す

# 保健医療計画の母子保健対策の改訂にあたって考慮すべき点

- (1) 母子保健計画と健やか親子21
- (2) 成育医療基本方針との整合

# (1) 母子保健計画と健やか親子21

## 健やか親子21（H27年～第2次計画）

- 21世紀の母子保健の主要な取組を掲示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画



## 母子保健計画

- 策定主体：市町村及び都道府県（努力義務）
- 健やか親子21の主旨や目標等を踏まえつつ、母子保健をめぐる現状、サービス現状・課題・目標等を具体的に記載し、当該計画に沿って事業を実施。

## (2) 成育医療等基本方針

### 成育基本法 (H30~)

- 目的：成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進すること

### 成育医療等基本方針 (R5年3月改訂)

	責務
国	○国及び地方公共団体が自らの施策実状況等を評価することに資する様に、指標を作成
都道府県	○成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する。(例えば、計画を制定し、実施することなど) ○域内市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うことなどが期待される。 ○医療計画その他政令で定める計画の際の成育医療等の配慮義務(努力義務)
市町村	○成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する。(例えば、計画を制定し、実施することなど)

# 第8次保健医療計画の母子保健対策の改訂のポイント

- 成育医療等基本方針の内容を踏まえて、保健医療計画の策定を行う必要がある。市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整含む、市町村への支援の方向性も盛り込んでいく。

# 第7次保健医療計画の取組・評価

項目	これまでの取組	評価
<b>(1) 長期療養が必要な児等への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>保健福祉事務所における相談支援、自立支援員による支援、各種講演会、ホームページでの情報発信を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><u>同じ疾患の患児家族同士の交流は家族から希望</u>があり、引き続き取組む必要がある。</li><li>医療的ケア児や家族への支援については、保育や教育との連携やレスパイト、災害時対策、移行期支援などの課題があり、<u>医療的ケア児コーディネーターなど他の施策と連携しながら体制作りをすすめる必要がある。</u></li></ul>
<b>(2) 生涯を通じた女性の健康づくりの支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>思春期から更年期までの女性に対して健康状態に応じた自己管理を行うことができるよう、健康教育を実施するとともに、随時相談を実施した。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>少子化の進展や出産年齢の高齢化等により、これまでの女性健康支援センターでの女性の健康に関する相談対応だけでなく<u>男女問わず性や生殖に関する相談支援を行う必要がある。</u></li><li>成育医療基本法に基づく<u>プレコンセプションケアの視点も含めて「性と健康の相談センター」を設置</u>し、不妊症・不育症・HTLV-1・予期しない妊娠・NIPT等専門的な相談に対応をしていく必要がある。</li></ul>
<b>(3) 妊娠・出産に関する支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>予期しない妊娠等の悩みを抱える方が相談できる電話やSNS等の窓口の設置と相談窓口の普及啓発を行った。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>予期しない妊娠等の悩みに対する<u>相談窓口の拡充、相談窓口の周知方法の検討、市町村や他部署との連携</u>について検討する必要がある。</li></ul>

# 第7次保健医療計画の取組・評価

項目	これまでの取組	評価
<b>(4) 不妊・不育症に悩む人への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「不妊・不育専門相談センター」を設置し、助産師、専門医及び臨床心理士による専門相談を実施。</li><li>・特定不妊治療に対して、その費用の一部を助成していたが、保険適用を受けて令和4年度末で事業終了。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・不妊・不育専門相談センターにおける<u>専門的な相談対応が引き続き必要。</u></li><li>・経済的支援については、事業終了に合わせて次期計画では削除し、<u>引き続き検討する。</u></li></ul>
<b>(5) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村の母子保健担当者が妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行える能力の向上を目的とした研修を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じない様に、<u>市町村の状況を確認し必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行っていく必要がある。</u></li></ul>
<b>(6) 新生児に対する障がいの発生予防等のための検査</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・20疾病について、先天性代謝異常検査を実施。</li><li>・検査において異常が認められた児の保護者への医療機関の紹介、追跡調査、検査機関への技術指導、検査に関する周知等を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村の母子保健事業の均てん化の観点から、<u>新生児聴覚スクリーニング検査や屈折検査機器(SVS)を使用した視覚検査を追加し</u>、受検率の向上や公費負担導入、フォローアップについて検討していく。</li></ul>
<b>(7) 妊娠期からの歯科保健対策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健福祉事務所において、妊婦を対象に歯科検診と歯科保健指導を行った。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠期における歯と歯肉の健康や歯科検診の重要性についての情報提供が引き続き必要。</li><li>・<u>乳幼児の歯科保健指導について追加が必要。</u></li></ul>

# 第7次保健医療計画から第8次保健医療計画への項目整理

第7次保健医療計画	第8次保健医療計画	
現状と課題/施策の方向性	現状と課題	施策の方向性
(1) 長期療養が必要な児等への支援	1(1) 母子保健の現状	
(2) 生涯を通じた女性の健康づくりの支援	1(2) 妊産婦の健康管理	2(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
(3) 妊娠・出産に関する支援	1(3) 不妊症・不育症	2(2) 不妊症・不育症への支援
(4) 不妊・不育症に悩む人への支援	1(4) 性や妊娠に関する知識	2(3) 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発
(5) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	1(5) 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児	2(4) 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援の充実
(6) 新生児に対する障がいの発生予防等のための検査	1(6) 乳幼児の障がいの発生予防・早期発見と健康管理	2(5) 乳幼児の障がいの発生予防のための検査体制の整備
(7) 妊娠期からの歯科保健対策	1(7) 妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理	2(6) 妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理
	1(8) 児童虐待予防	2(7) 児童虐待予防に係る体制整備

# 保健医療計画の母子保健対策の項目

## 1 現状・課題

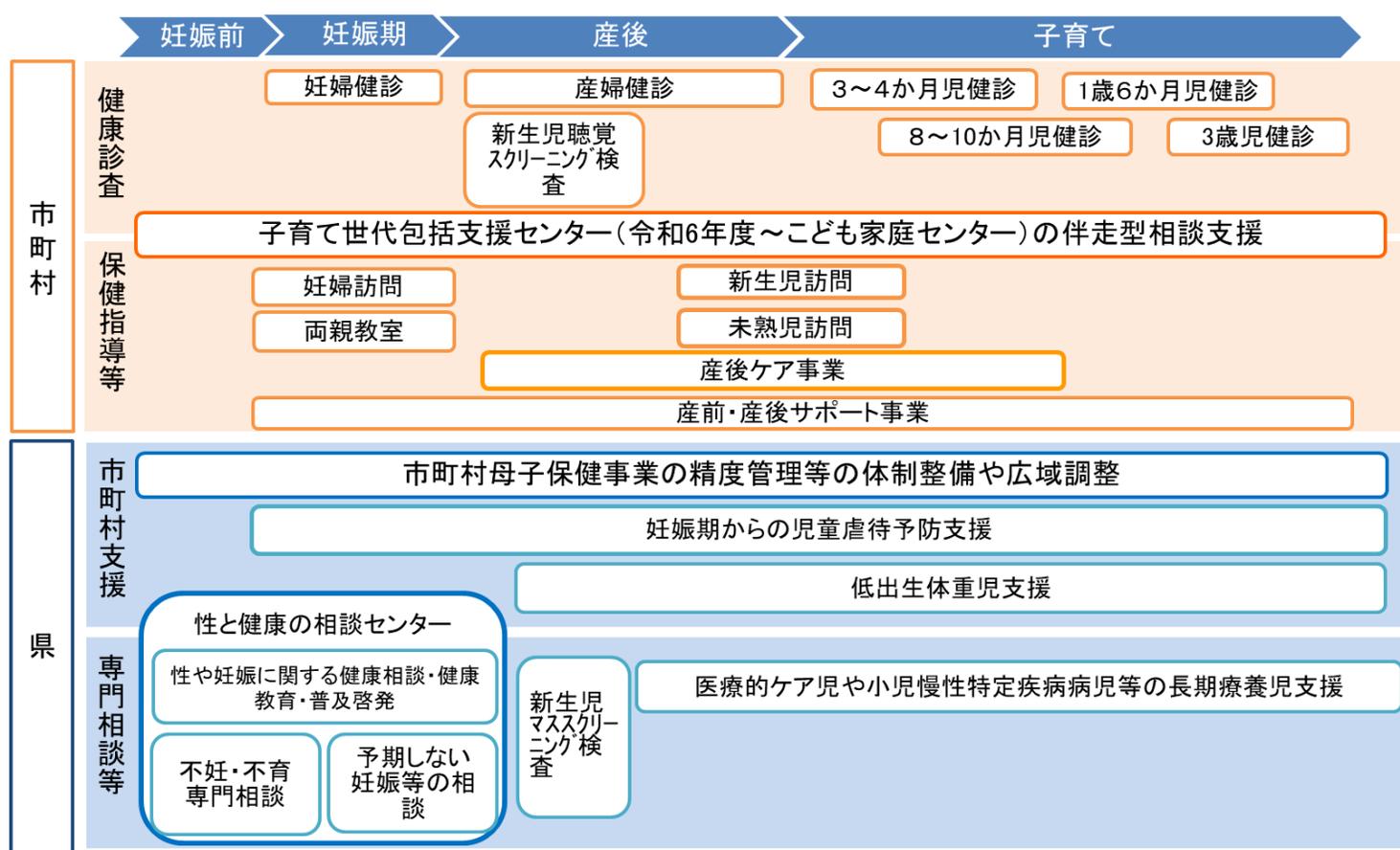
- (1) 母子保健の現状
- (2) 妊産婦の健康管理
- (3) 不妊症・不育症
- (4) 性や妊娠に関する知識
- (5) 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児
- (6) 乳幼児の障がいの発生予防・早期発見と健康管理
- (7) 妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理
- (8) 児童虐待予防

## 2 施策の方向性

- (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
- (2) 不妊症・不育症への支援
- (3) 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発
- (4) 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援の充実
- (5) 乳幼児の障がいの発生予防のための検査体制の整備
- (6) 妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理
- (7) 児童虐待予防に係る体制整備

# 現状と課題（1）母子保健の現状

## 母子保健の目的と、市町村と県の役割を明記



## 成育医療等基本方針

P14	2 (2) 妊産婦等への保健対策
	2 (3) 乳幼児期における保健対策

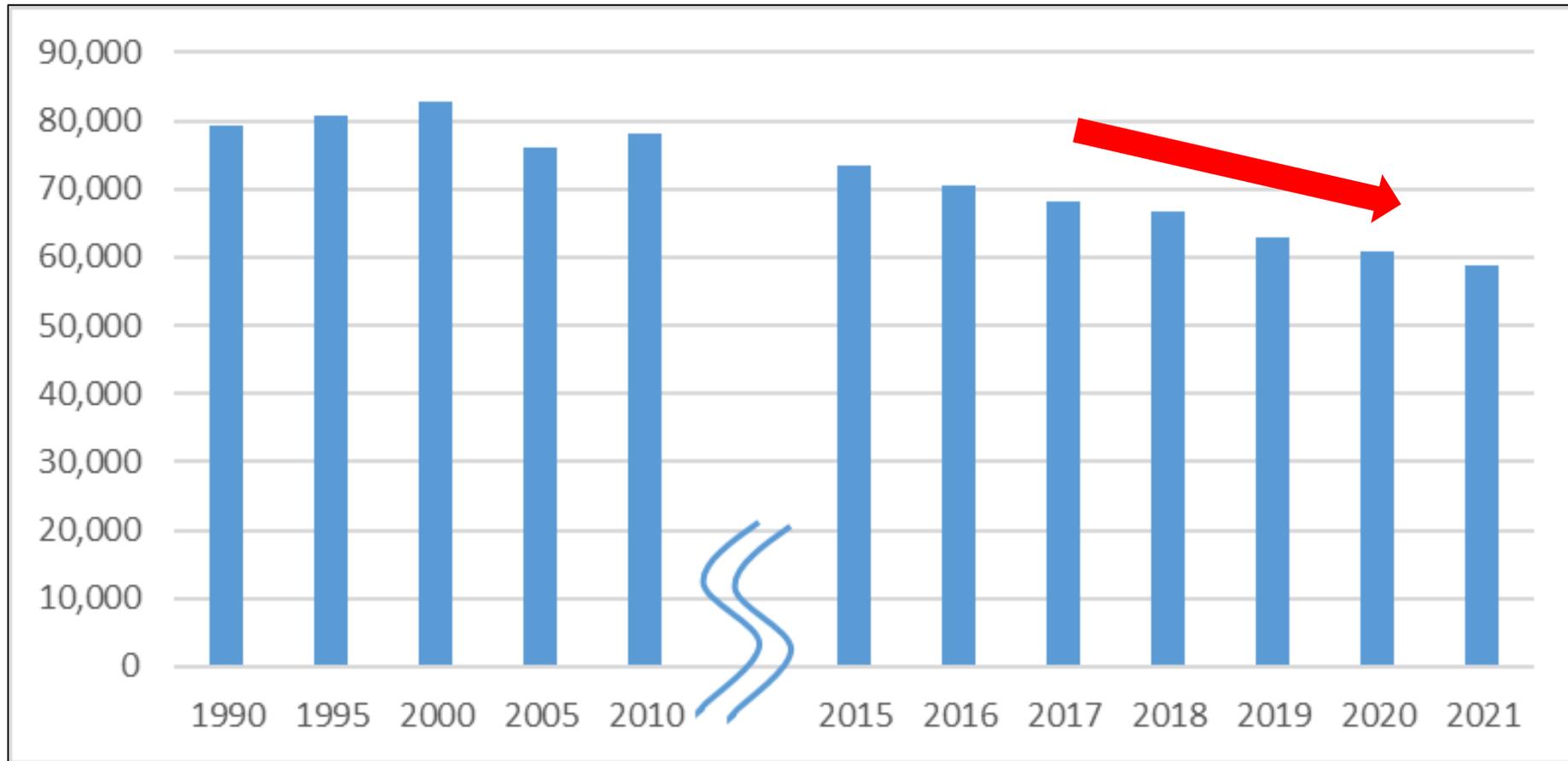


## 保健医療計画

1 (1)	母子保健の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村では妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談を行う。</li> <li>・県では市町村の母子保健事業のサービスの支援や広域的な調整、専門相談等を行う。</li> </ul>
-------	---------	---

# 現状と課題（１）母子保健の現状

全国的に少子化が進展する中、神奈川県でも急激に**出生数が減少**  
特に2015年から2021年までの減少幅が大きい



# 現状と課題（1）母子保健の現状

全国的に晩婚化・晩産化が進展  
神奈川県は全国と比較して、**母の平均出産年齢が高い**

図 母の平均出産年齢（全国との比較）

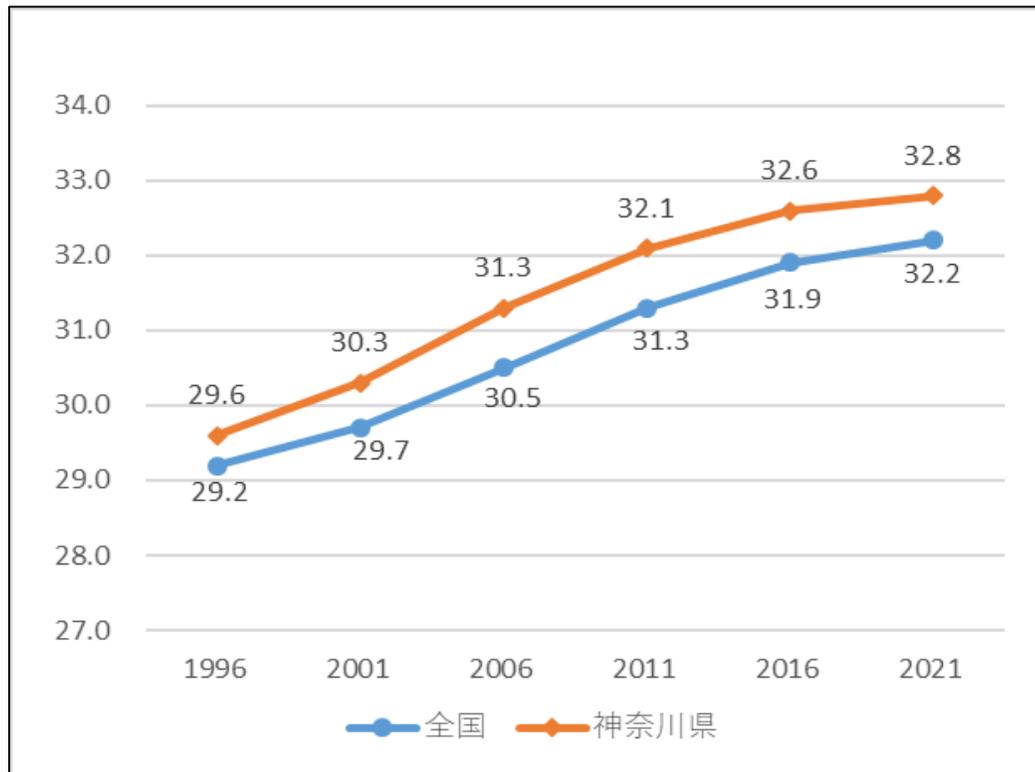
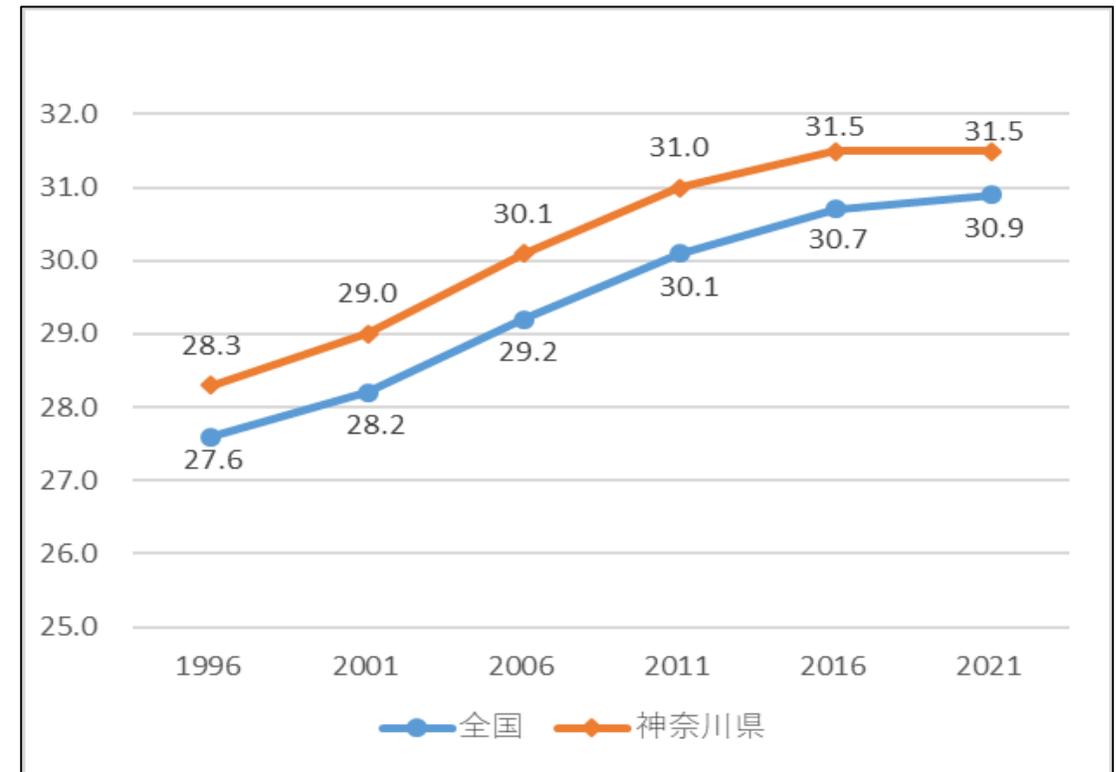


図 母の第1子平均出産年齢（全国との比較）



# 現状と課題と施策の方向性

成育医療等基本方針	
P5	(年齢と妊娠・出産) (妊産婦の診療において必要な配慮) (妊産婦のメンタルヘルス)
P14 ~ 15	2(2)妊産婦等への保健施策
P23	4(3)ICTの活用による成育医療等の推進



保健医療計画			
現状と課題		施策の方向性	
1 (2)妊産婦の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠週数に応じた妊婦健康診査や保健指導が必要</li> <li>・産後うつ病の予防を図るため、妊娠期から産後早期の支援体制整備が必要</li> </ul>	2 (1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村の母子保健事業の状況を確認し、支援を行う。</u></li> <li>・ デジタル化も踏まえた広域的な調整</li> <li>・ 保健師等への研修</li> </ul>
1 (3)不妊症・不育症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産年齢の高齢化による不妊症・不育症の治療の必要性</li> <li>・ 治療等に関する医学面での不安や悩みに対する支援が必要</li> </ul>	2 (2)不妊症・不育症への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県民が不妊治療を一定の負担で受けられるよう、国に働きかける。</u></li> <li>・ 専門相談を継続して実施</li> </ul>
1 (4)性や妊娠に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予期しない妊娠等に対する相談窓口の整備や普及啓発が必要</li> <li>・ 望んだ時期に妊娠・出産ができるような適切な相談支援が必要</li> </ul>	2 (3)性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>プレコンセプションケアの推進を図る。</u></li> <li>・ 専門相談の設置と関係機関との連携・体制整備</li> </ul>

成育医療等基本方針	
P6	(10代における問題)
P17	(4) 学童期及び思春期における保健対策



# 現状と課題と施策の方向性

成育医療等基本方針	
P5	(低出生体重児の割合の増加)
P13	(その他成育過程にある者に対する専門的医療等)
P18 ～ 19	2(5)生涯にわたる保健施策
P20 ～ 21	2(6)子育てやこどもを育てる家庭への支援



保健医療計画			
現状と課題		施策の方向性	
1 (5)医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠前・妊娠中の健康管理等の取組みが必要</li> <li>・医療的ケア児等の長期療養児や低出生体重児の保護者への継続的な支援、健全育成及び自立促進が重要</li> </ul>	2 (3)性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>プレコンセプションケアの推進を図る。</u></li> </ul>
		2 (4)医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援や自立支援、<u>ピアサポートを行う。</u></li> <li>・関係機関と連携した体制整備</li> <li>・<u>かながわりトルベビーハンドブックの作成と低出生体重児の支援の促進</u></li> </ul>

# 現状と課題と施策の方向性

## 成育医療等基本方針

P7	(妊産婦及び乳幼児における口腔)
P16	2 (3) 乳幼児における保健施策
P20 ～ 21	2(6)子育てやこどもを育てる家庭への支援



## 保健医療計画

現状と課題		施策の方向性	
1 (6)乳幼児の障がいの発生予防・早期発見と健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの疾病や発達課題の早期発見と早期治療・早期療育を図る必要あり。</li> <li>・乳幼児の生活習慣の自立を保護者への指導を行い健康保持増進を図ることが可能。</li> </ul>	2 (5)乳幼児の障がいの発生予防のための検査体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児マスクリーニング検査の実施や<u>視聴覚検査等の市町村の状況の確認</u></li> <li>・市町村の<u>乳幼児健康診査の精度管理とフォローアップ状況の確認</u></li> </ul>
1 (7)妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦の口腔清掃が重要。</li> <li>・乳幼児はむし歯の予防と口腔機能発達の観点から保護者への支援が必要</li> </ul>	2 (6)妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦を対象とした歯科検診と歯科保健指導の実施。</li> <li>・保護者へ<u>乳幼児の歯科保健指導や口腔機能発達に関する情報提供を行う。</u></li> </ul>

# 現状と課題と施策の方向性

成育医療等基本方針	
P7	(児童虐待)
P20 ～ 21	2(6)子育てやこどもを育てる家庭への支援



保健医療計画			
現状と課題		施策の方向性	
1 (8)児童虐待予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待予防の観点も踏まえて妊娠期からの支援体制整備が必要</li> </ul>	2 (7)児童虐待予防に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>連絡票の活用等による市町村と関係機関との連携</u></li> <li>市町村、医療機関等に対して研修を実施し、相談支援等のスキルの向上を推進</li> </ul>

# 第7次保健医療計画からの主な変更点（まとめ）

項目	追加要素
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子保健の目的と県と市町村の役割について明記</li> <li>○県事業だけでなく市町村事業への支援も記載</li> <li>○成育医療基本方針を反映</li> </ul>
2(1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	○デジタル化も踏まえた広域的な調整について記載
2(2)不妊症・不育症への支援	○不妊治療の保険適用を受けて、国への働きかけを記載
2(3)性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度からこれまでの事業を統合した性と健康の相談センターについて記載</li> <li>○プレコンセプションケアの推進について記載</li> </ul>
2(4)医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア児、低出生体重児体重児への支援について記載</li> <li>○かながわりトルベビーハンドブックについて記載</li> </ul>
2(5)乳幼児の障がいの発生予防のための検査体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視聴覚検査等の市町村の状況の確認を記載</li> <li>○乳幼児健康診査の精度管理とフォローアップ状況の確認を記載</li> </ul>
2(6) 妊産婦及び乳幼児における口腔の健康管理	○乳幼児の歯科保健指導や口腔機能発達に関して記載
2(7)児童虐待予防に係る体制整備	○連絡票の活用について記載

K

- 第8次保健医療計画では、今後検討予定の成育医療基本方針に基づく計画策定を念頭に成育医療等基本方針に示されている、**市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域調整も含め**必要な内容を盛り込む。
- 一方で、母子保健事業は既に市町村に移管してきており、神奈川県は3つの政令市から様々な規模の市町村がある状況で、健康診査等の**基本的な母子保健事業に関しては市町村の状況に応じて定着し自立して実施している**。そのため、市町村の支援ニーズを踏まえた施策を検討する必要がある。

# 本日もご意見頂きたいこと

- 保健医療計画の案について、追加する要素や修正の必要性があればご意見頂きたい。
- 市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域調整において、市町村の支援ニーズを踏まえた県の関わりや施策についてご意見頂きたい。